

11月 伊那節の里

令和6年11月号
伊那警察署
伊那市駅前交番
TEL 72-5884
作成者：脇 向日葵



犯罪被害者週間
11月25日(月) ~ 12月1日(日)

犯罪被害者や被害者支援
に対する理解を深めよう！



犯罪による被害は、心や体が傷つけられるだけではなく、犯罪被害者やその御家族は、被害を受けた後も様々な困難に直面し、苦しめられています。

犯罪被害にあわれた方は、特別な存在ではありません。社会に生きる私たちの誰もが犯罪の被害者になるおそれがあります。

伊那市には誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、伊那市犯罪被害者等支援条例が制定されています。

犯罪被害者週間の機会に、犯罪被害者や犯罪被害者支援に対する理解を深めましょう。

警察では一定の要件の下、犯罪被害者支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

犯罪被害給付制度

各種公費支出制度

カウンセリング支援制度

指定被害者支援要員制度

被害者連絡制度

など、犯罪被害者やそのご家族の精神的・経済的負担の軽減を図るための各種支援制度を運用しています。

お近くの交番、警察署でご相談ください！！



「女性に対する暴力をなくす運動」
[令和6年11月12日から11月25日]

「ストーカー被害」や「DV被害」
我慢しないで、すぐに相談を！！

DVは犯罪です！

夫婦間であっても身体的暴力は、暴行、傷害に当たり、処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申し立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。

ストーカー行為は、追隨して歩く、連続電話、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、乱暴な言動、GPS機器の取り付け等をいい、処罰の対象となります。



警察の相談窓口

- 警察本部警察相談窓口：「026-233-0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110：「026-234-8110」「0120-037-555」



相談窓口検索はQRコードから↑

児童虐待から子供を守ろう！

児童虐待とは

保護者がその監護する児童（18歳未満）に対し、身体的虐待や性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）、心理的虐待することをいいます。

長野県警察では、令和5年中に通報や相談を受けて1,122人（前年比+185人）の児童を児童相談所へ通告しています。

児童相談所、学校、医療機関等の関係機関と緊密な連携を保ちながら、児童虐待の早期発見と児童の安全確保・保護に向けた取組を推進しています。



児童虐待の早期通報のお願い



児童虐待から子どもを守るには早期発見・通報が必要です

児童虐待かもしれないと感じたら、最寄りの警察署又は交番・駐在所へ迷わず通報してください